

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

平成 18 年 3 月 27 日

訓令第 9 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日訓令第 3 号

改正 平成 27 年 1 月 1 日訓令第 1 号

改正 令和 4 年 2 月 22 日訓令第 2 号

改正 令和 4 年 3 月 30 日訓令第 6 号

目 次

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 調査業務体制

　第 1 節 調査の原則（第 4 条～第 9 条）

　第 2 節 調査態勢（第 10 条～第 12 条）

第 3 章 調査業務処理の基本

　第 1 節 調査実施上の通則（第 13 条～第 19 条）

　第 2 節 基本事項の処理（第 20 条～第 30 条）

第 4 章 調査業務の執行

　第 1 節 火災出場時の調査（第 31 条～第 32 条）

　第 2 節 鎮火後の調査（第 33 条～第 40 条）

　第 3 節 立証のための調査（第 41 条～第 45 条）

第 5 章 調査結果の記録等

　第 1 節 調査書類の作成（第 46 条～第 49 条）

　第 2 節 照会対応（第 50 条～第 52 条）

第 6 章 り災の証明（第 53 条）

第 7 章 委任（第 54 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）

第 7 章の規定に基づく火災の調査（以下「調査」という。）の執行について必要な事項を定めるものとする。

（調査の目的）

第2条 本調査は、火災の原因及び火災により受けた損害を明らかにして火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消防施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆發現象をいう。
- (2) 爆發現象とは、化学的変化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱を発生し、爆鳴、火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。
- (3) 調査とは、火災現場から火災予防を主とする消防行政施策の資料を収集し、活用するための質問、現場見分、鑑識、鑑定、実験、照会等の一連の行動をいう。
- (4) 調査員とは、調査に従事する消防職員をいう。
- (5) 関係者等とは、法第2条第4項に定める関係者並びに火災の発見者、通報者、初期消火者及びその他調査の参考となる情報を提供しうる者をいう。
- (6) 建物とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。なお、新築中の木造（防火）建物の場合は、屋根がふき終わった時点、新築中の耐火建物の場合スラブを打ち終わった時点から建物とみなす。また、古くなった車両、船舶を改造し店舗等に利用しているもので土地に定着しているものは建物とする。
- (7) 収容物とは、柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物のほか、バルコニー、ベランダ等に置かれた物をいい、外壁に張り出した看板、ネオン等は、収容物に含めない。また店舗内から軒下あるいは日除けの下まで商品がはみ出している場合は収容物とみなす。ただし、建物の外部にあって、内部商品と切り離され、独立しているものは

除く。

- (8) 車両とは、原動機を用いて陸上を移動することを目的として製作された用具であって自動車、汽車、電車及び原動機付自転車をいい登録の有無は問わない。
- (9) 被けん引車とは、車両によってけん引される目的で造られた車及び車両によってけん引されているリヤカーその他の軽車両をいう。
- (10) 船舶とは、独行機能を有する帆船、汽船及び端舟並びに独行機能を有しない住居船、倉庫船、はしけ等をいう。
- (11) 航空機とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機飛行船等の機器をいう。
- (12) 森林とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹と、これらの土地以外で木竹の集団的な生育に供される土地をいい、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として利用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。
- (13) 原野とは、雑草、灌木類が自然に生育している土地で人が利用しないものをいう。
- (14) 牧野とは、主として家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地（耕地の目的に供される土地を除く。）をいう。
- (15) 用途とは、建物、車両、船舶、航空機等が占有され、又は使用されている目的をいう。
- (16) 業態とは、原則として事業所において業として行われている事業の様をいい、教育・宗教・公務・非営利団体等の諸活動を含むものとする。
- (17) 製造物とは、製造物責任法（平成6年法律第85号。以下「責任法」という。）第2条第1項に定める製造又は加工された動産をいい、欠陥とは、同条第2項に定める欠陥をいう。

2 その他火災調査に関連する用語の定義及び火災調査を実施する上で、火災報告取扱要領（平成6年消防法第100条。以下「要領」という。）に定めるところを基本とする。

第2章 調査業務体制

第1節 調査の原則

（調査の基本）

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

第4条 調査は、物的証拠を主体とし、関係者等の供述に基づいて検討を加え、科学的方法による合理的な事実の解明を図らなければならない。

(調査の区分及び範囲)

第5条 調査の区分は、火災原因調査及び火災損害調査とし、その範囲は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 火災原因調査

- ア 出火原因 火災の発生経過及び出火箇所
- イ 発見、通報及び初期消火状況 発見の動機、通報及び初期消火の一連の行動経過
- ウ 延焼状況 建物火災の延焼経路、延焼拡大要因等
- エ 避難状況 避難経路、避難上の支障要因等
- オ 消防用設備等の状況 消火設備、警報設備及び避難設備の使用、作動等の状況

(2) 火災損害調査

- ア 人的被害の状況 火災による死傷者、り災世帯、り災人員等の人的な被害の状況及びその発生状況
- イ 物的損害の状況 火災による焼き、消火、爆発等による物的な損害の状況
- ウ 損害額の評価等 火災により受けた物的な損害の評価、火災保険等の状況

(調査責任)

第6条 署長は、管轄内の火災調査の責任を有し、火災の覚知とともに調査を開始しなければならない。

(調査の実施)

第7条 調査の実施は、原則として火災が発生した場所を管轄する調査員が実施するものとする。

- 2 調査員は、管轄区域内に火災を覚知したときは、直ちに調査に着手しなければならない。
- 3 署長は、大規模火災等により管轄する調査員では調査に支障があると認められる場合は、特別班を編成し調査に万全を期するものとする。

(調査結果の活用等)

第8条 消防長又は署長は、調査の結果を管内の情勢に合わせて分析及び検討して、火災の実態を明らかにするとともに、消防行政に反映できるよう努めなければならない。

(類似火災の対応)

第9条 消防長又は署長は、調査結果から製造物の欠陥による類似火災の発生が予想されるなど必要と認めるときは、当該火災に係る資料の収集に努めなければならない。

第2節 調査態勢

(調査態勢の確立及び調査技術の向上)

第10条 消防長又は署長は、調査を行う必要な人員及び機材を整備して、調査の態勢を確立しておくとともに、調査員に対し教養の徹底、研究会の開催及び自己啓発の助長等により、その資質の向上をはかるものとする。

(主任調査員等の指定)

第11条 署長は、原則として消防司令補以上の階級のある者から主任調査員を、また、消防司令補以下の階級にある者から消防署の実情に応じて副主任調査員及び調査員を指定するものとする。

2 署長は、調査上特に必要と認めた場合は、前項の調査員以外の職員を調査に協力させるものとする。

(調査本部の設置)

第12条 消防長又は署長は、大規模特異火災の発生に際し、機能的かつ効率的な調査執行の必要があると認めるときは、調査本部を設置する。

2 前項の調査本部の組織、編成等についての必要な事項は、別に定める。

第3章 調査業務処理の基本

第1節 調査実施上の通則

(主任調査員等の責務)

第13条 主任調査員は、調査業務を適正に推進するため、他の調査員に対し、積極的に指導又は助言を行わなければならない。

2 調査員は、火災現象、関係法令等調査に必要な知識の習得及び調査技術の向上に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 調査員は、調査員相互の連絡を図り、調査業務が円滑になるよう努めること。

(2) 調査員は調査に際し、関係者の民事紛争に関与しないように努めるとともに個人の自由、権利を不当に侵害したり、調査上知りえた秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

(3) 警察機関、その他の関係機関とは密接に連絡を取り相互に協力して調査を進めること。

(立ち入りの原則)

第 14 条 調査員は調査現場その他関係ある場所への立ち入りは、関係者等の立会いを得ることを原則とする。

(質問)

第 15 条 調査員は、関係者に対して調査上必要な事項を質問し、火災状況の把握に努めなければならない。

(任意供述の確保)

第 16 条 調査員は、関係ある者から任意の供述を得るよう心掛け、その場所、時機等を考慮しみだりにその供述を誘導してはならない。

(伝聞の排除)

第 17 条 調査は、伝聞による供述を排除し、事実の供述を得るように努めなければならない。

(少年等に対する質問等)

第 18 条 少年（18 歳未満の者をいう。以下同じ。）並びに身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に定める身体障害者及び精神保健法（昭和 25 年法律第 123 号）第 3 条に定める精神障害者（以下「少年等」という。）の関係する火災で、前条に定める質問を行う場合には、立会人をおいて行うものとする。ただし、立会人をおくことで真実の供述を得られないと判断されるときはこの限りでない。

2 前項の質問を行うにあたっては、少年等の心情を考慮し、十分な理解をもってあたらなくてはならない。

3 少年等は現場見分の立会人としてはならない。ただし、年齢、心情及びその他諸般の事情により支障がないと認められる場合は、この限りでない。

4 少年等の失火または放火による火災について、市民、報道関係等に発表する場合は、氏名、年齢、住所等本人を推知できるような情報を漏らしてはならない。

(安全管理)

第 19 条 署長は、調査現場等の特性に応じた安全管理に努めるものとする。

2 調査現場等における安全管理の要領は別に定めるものとする。

第 2 節 基本事項の処理

(火災件数の扱い)

第 20 条 1 件の火災とは、一つの出火点から拡大したもので、出火から鎮火までをいう。

なお、同一消防対象物で二箇所から出火した場合で出火原因が放火、漏電等に基づくときは、1 件である。詳細は、火災調査規程事務処理要綱第 5 による。

(火災損害の区分)

第 21 条 火災の損害は、次の 3 種とし、その内容は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 焼き損害とは、火災の火炎、高熱等によって焼けた、こわれた、すすぐれた、変質したもの等の損害をいう。

(2) 消火損害とは、火災の消火行為に付随して発生する水損、破損、汚損等のものの損害をいう。

(3) 爆発損害とは、爆発現象の破壊作用によって発生した損害のうち、焼き損害、消火損害以外の損害をいう。

(火災の種別)

第 22 条 火災の種別は、次の 6 種とし、その内容は当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 建物火災とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

(2) 車両火災とは、車両及び被けん引車又はそれらの積載物が焼損した火災をいう。

(3) 船舶火災とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

(4) 航空機火災とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

(5) 林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

(6) その他の火災とは、前各号以外の物が焼損した火災をいう。

2 爆発とは、人の意図に反して発生し又は拡大した爆発現象をいい、この現象は爆発による破損と爆発火災に分類される。

3 第1項各号の火災が複合する場合の火災の種別は、焼き損傷額の大なるものによる。ただし、その態様により焼き損傷額の大なるものの種別によることが社会通念上適当でないと認められるときは、この限りではない。

4 前項の焼き損傷額が同額又は算出されない場合は、火元の火災の種別による。

(焼損の程度)

第23条 建物の焼損程度は、1棟ごとに次の4種に区分し、その内容は当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 全焼とは、建物の焼き損傷額が火災前の建物の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

(2) 半焼とは、建物の焼き損傷額が火災前の建物の評価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。

(3) 部分焼とは、建物の焼き損傷額が火災前の建物の評価額の20パーセント未満のものでぼやに該当しないものをいう。

(4) ぼやとは、建物の焼き損傷額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損傷額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの、又は収容物のみを焼損したものをいう。

(火災の程度)

第24条 火災の程度は、1件の火災のうち決定した火災の種別の焼損程度の大なるものより全焼火災、半焼火災、部分焼火災及びぼや火災に区分する。

2 爆発のみで燃焼の継続がなく人体に被害があっても他に破損物件等がない場合は、非火災とする。(破損等とは、ガラスの破損、合成樹脂製品の溶融などが該当する。)

(損害床面積等の算定)

第25条 建物の焼損面積は、焼損床面積及び焼損表面積に区分して算定するものとする。

2 水損、破損及び汚損の場合は、前項に準ずるものとする。

(出火日時の決定)

第26条 出火日時の決定は、関係者の火災発見状況、通報(覚知)時分及び消

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

防対象物の構造、材質、状態並びに火気取扱い等の状況を総合的に検討し、合理的な日時とする。

なお、事後聞知により覚知した火災の取扱いについては、別に定める
(世帯のり災程度)

第 27 条 1 世帯ごとに次の 3 種に区分し、その内容は当該各号に掲げるところによる。

(1) 全損とは、建物（その収容物を含む。以下この条において同じ。）の火災損害額（以下「損害額」という。）がり災前の建物の評価額の 70 パーセント以上のものをいう。

(2) 半損とは、建物の損害額がり災前の建物の評価額の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のものをいう

(3) 小損とは、前各号に該当しないものをいう。

(損害額の算定基準)

第 28 条 損害額は、再建築費又は購入価格等を基本とし、減価償却を行って時価額を評価し、別に定めるところにより算定するものとする。

(火災による死傷者)

第 29 条 火災による死傷者は、火災及び消火活動、避難行動その他の行動等により火災現場において、火災に直接起因して死亡又は負傷したものをいう。

2 火災による負傷者が受傷後 48 時間以内に死亡した場合には、火災による死者とする。

(焼死者等の取扱い)

第 30 条 調査員又は消防隊員は、現場において焼死者又はその他の死者を発見したときには、直ちに現場最高責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた現場最高責任者は、所轄の警察署に通報し必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 調査業務の執行

第 1 節 火災出場時の調査

(火災出場時の見分状況把握)

第 31 条 火災に出場した職員は、消防活動を通じて火災の状況の見分に努めなければならない。

2 調査員は、出場途上及び現場において関係者等への質問及び現場の状況か

ら発見、通報、初期消火、火気管理、避難、死傷者、消防対象物のり災状況並びに消防用設備等の使用、作動状況等を把握し、事後の調査に活用させるよう配意しなければならない。

3 前項の現場質問は、迅速的確に行うものとする。

(現場の保存)

第 32 条 火災に出場した職員は、消防活動にあたって事後の調査に支障とならないよう現場保存に努めなければならない。

2 消防活動のため、やむを得ず物件を移動し、又は破壊する場合は、必要最小限にとどめ、現場の状況がわかるよう必要な処置をとらなければならない。

第 2 節 鎮火後の調査

(調査現場の指揮)

第 33 条 署長は、調査の進行の万全を期すため調査の指揮者を定めなければならぬ。

2 調査の指揮者は、現場見分、写真撮影、図面作成等の各担当者を指定し、組織的に調査の進行を図るものとする。

3 調査の指揮者は、関係者等への質問を行うにあたっては、重複を避け効率的な調査を行わなければならない。

(現場立会人)

第 34 条 現場の調査は、関係者を現場立会人として実施しなければならない。ただし、特別な事情により関係者が不在でやむを得ない場合は、警察官又は関係者の近親者その他適当なものを立会人とすることができる。

2 現場立会人は、見分しようとする場所又は物件に直接関係する者を優先しなければならない。

3 調査現場において、調査のため必要がある場合、関係者の了解を得て、当該火災に関係する物件（以下「物件」という。）の製造者などを立会人とすることができる。

4 前各項により現場立会いを求めた場合は、安全管理、言動等に配意しなければならない。

(火災原因調査)

第 35 条 調査の指揮者は、調査員に第 5 条に定める火災原因調査を実施させるものとする。

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

2 前項の調査は、人的行動のほか、建築物、工作物及び建築設備並びに火気使用設備器具等の構造、機能、材質等に着目し、製造、施工及び保守管理の状況を調べるものとする。

(発掘)

第 36 条 出火原因の調査は、現場の見分状況及び火災出場時の見分状況並びに関係者等の供述を総合的に判断して、出火範囲を限定し、現場の発掘（以下「発掘」という。）を行うものとする。

2 発掘は、出火範囲として限定した区域を周囲から出火箇所付近へ順次実施するものとする。

3 見分に伴う発掘に際しては、立会人の供述に基づく物品配置等に留意し、物件等の現状確保に配意しなければならない。

4 前項の発掘は、現状を復元する観点に立って行うものとする。

(鑑定の依頼)

第 37 条 消防長又は署長は、燃焼物件等にかかる鑑定を必要とする場合は、鑑定依頼書（様式第 1 号）により学識経験者又は関係官公署等に鑑定を依頼することができる。

(出火原因の検討及び物件の鑑定等)

第 38 条 調査員は、第 36 条に定める発掘の結果、出火箇所が判定された段階において出火原因の検討を行うものとする。

2 前項の検討は、発掘された物件等の鑑定結果及び出火箇所付近の焼損状況並びに延焼経路を参考として行わなければならない。

(火災損害調査)

第 39 条 調査の指揮者は、調査員に第 5 条第 2 号に定める火災損害調査を実施させるとともに、必要と認める場合はり災した消防対象物の関係者に対し次の各号に掲げる火災損害届出書により、申告を求めるものとする。

(1) 火災損害届出書(建物) 様式第 2 号の 1

(2) 火災損害届出書(収容物) 様式第 2 号の 2、2 号の 3

(3) 火災損害届出書(車両・船舶・航空機) 様式第 3 号、物品で記入しきれない場合は、様式第 2 号の 3 を用いる。

(4) 火災損害届出書(林野・その他) 様式第 4 号、物品で記入しきれない場合は、様式第 2 号の 3 を用いる。

2 前項の火災損害届出書を求めたが提出されない場合は、火災損害状況調書（様式第5号）を作成しなければならない。

3 関係者からの火災損害届出書は、これを審査して受理するものとする。審査の結果、現場における消防対象物のり災状況調査の内容と当該り災申告内容が著しく異なる場合は、質問等によりその矛盾を明らかにし、訂正を求めた後、受理するものとする。

4 関係者にり災証明を行う際には、火災損害調査の結果及び前項の火災損害届出書の内容に基づき行うものとする。

（調査終了時の措置）

第40条 調査の指揮者は、調査現場における調査を終了したときは、関係者に終了した旨を通知するものとする。

2 前項に定める関係者への通知は、焼損状況及び関係者等の供述に基づき客観的に判明した状況を説明するものとする。

第3節 立証のための調査

（立証のための調査）

第41条 消防長又は署長は、調査現場において焼損物件の分解や見分が困難な場合は、日時を改めて火災原因調査の究明に関する詳細な見分及び実験を必要とする調査（以下「立証のための調査」という。）を行うものとする。

2 消防長又は署長は、立証のための調査では見分の場所、日時等を明確にし努めて第11条に定める主任調査員又は調査担当員に行わせるものとする。

3 消防長又は署長は、製造物からの火災に関連すると認められる場合は、第37条に定める鑑定の依頼に配意し、前2項による調査を行うものとする。

（物件等の提出）

第42条 消防長又は署長は、現場において立証のための調査が必要と思われる場合は、関係者又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者（以下「製造事業者等」という。）の了解を得て物件等を提出させるものとする。

2 消防長又は署長は、前項により任意に提出された物件等については、資料提出承諾受領書（様式第6号）により処理するものとする。

（資料提出命令）

第43条 消防長又は署長は、前条の規定によっては物件等の確保が困難と思わ

れる場合は、法第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定に基づき、関係者等に對し、資料提出命令書（様式第 7 号）により物件等の提出を命ずるものとする。

（提出物件等の保管）

第 44 条 消防長又は署長は、前条により物件等の提出があった場合は、提出者に対し資料保管書（様式第 8 号）を交付し、所有権を明確にしておかなければならない。

（官公署への照会）

第 45 条 消防長又は署長は、官公署に対し調査に関する事項を照会する場合は、火災調査関係事項照会書（様式第 9 号）により行うものとする。

第 5 章 調査結果の記録等

第 1 節 調査書類の作成

（調査書類の作成及び管理）

第 46 条 署長は、管内で発生した火災について、本章の規定により調査書類を作成し、管理しなければならない。

（調査に必要な書類）

第 47 条 火災調査に必要な書類（以下「調査書類」という。）は次のとおりとする。

- (1) 火災調査書（様式第 10 号）（様式第 10 号の 2 の 1 から第 10 号の 5）
- (2) 火災原因の判定等にかかる調書

ア 出火原因判定書（様式第 11 号）

イ 延焼状況等にかかる調書

（ア） 延焼状況等調書（様式第 12 号）

（イ） 出火建物・避難状況等調書（様式第 13 号）

（ウ） 危険物施設等調書（様式第 14 号）

- (3) 火災出場時における見分調書（様式第 15 号）

- (4) 現場見分調書（様式第 16 号から様式第 16 号の 3）

- (5) 質問調書（様式第 17 号）

- (6) 火災原因の立証のために必要な資料

ア 鑑定書

イ 火災調査関係事項照会書に対する回答文書

ウ 火災に関する照会依頼により収集した調査書類作成上必要な文書等

(7) 損害調査等にかかる調書

ア 建物・収容物損害調査書（様式第18号）及び損害査定書（様式第18号の2から様式第18号の6の2）を用いる。

イ 建物以外の損害調査書（様式第19号）及び物品の損害査定については、（様式第18号の6、様式第18号の6の2）を用い（収容物）を目的により変更する。

(8) 火災報告

要領別表第7第1号様式（その1）（その2）火災報告及び（その3）死者の調査表のうち必要なものを添付する。

2 前項（1）、（2）、（3）、（4）、（5）に掲げる調書等で、記載事項が多い場合には、（様式第20号）を使用するものとする。

3 調査書類には、調査の内容を明らかにするため、必要な写真及び図面を作成し添付するものとする。

なお、写真添付用紙は、第1項第4号の現場見分調書のうち、（様式第16号の2）を共用するものとする。

4 調査書類の記載要領等については、別に定める。

（火災の程度、種別による作成基準）

第48条 調査書類は、火災の程度及び種別に応じて次の基準により作成するものとする。ただし、調査上支障ないと認められる場合は、当該書類の一部について省略することができる。

（1） 火災種別は問わず、小規模火災（建物は半焼程度）で、焼き状況及び関係者の供述等から火災原因が明白な場合。（ただし、製造物責任に係るものは除く。）

ア 火災調査書

イ 出火原因判定書

ウ 図面及び写真（様式上部右余白へ作成・撮影年月日及び作成者階級氏名を記載する。）

エ 次に掲げる調査書等のうち必要な調書

火災出場時における見分調書

質問調書

損害調査等にかかる調書

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

(2) 前号に掲げる以外の火災及び消防長又は署長が必要と認める火災。

- ア 火災調査書
- イ 出火原因判定書
 - ウ 現場見分調書
 - エ 質問調書
 - オ 次に掲げる調書等のうち必要な調書
 - (ア) 火災出場時における見分調書
 - (イ) 延焼状況等にかかる調書
 - (ウ) 出火建物・避難状況等調書
 - (エ) 危険物施設等調書
 - (オ) 損害調査等にかかる調書

(調査結果の報告)

第 49 条 署長は、前条の規定により作成した調査書類により、調査結果を消防長に報告しなければならない。

第 2 節 照会対応

(照会の対応)

第 50 条 裁判所、捜査機関等から火災調査結果の内容について照会があった場合の取り扱いは、香取広域市町村圏事務組合火災調査規程事務処理要綱（平成 18 年 3 月 27 日制定）で定めるところによる。

(照会対応の原則)

第 51 条 前条の照会対応は、個人の名誉及びプライバシーを尊重すると共に、その他消防行政に及ぼす影響に細心の注意を払い対応するものとする。

(証人、参考人としての出廷等)

第 52 条 職員は、自己の担当した調査に関して捜査機関から参考人として、出頭を要請され裁判所から証人等として呼び出し若しくは召喚を受けた場合は、署長を経て消防長にその事案概要を報告しなければならない。

2 前項により出頭した結果についても同様とする。

第 6 章 り災の証明

(り災の証明)

第 53 条 消防長又は署長は火災のり災者等からり災証明願（様式第 21 号）により証明について申請があったときは、火災損害届出書等と照合しり災証明書

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

(様式第 21 号の 2) により証明するものとする。

第 7 章 委任

(その他)

第 54 条 この規程中「別に定めるもの」及び必要な事項は消防長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前日までに、解散前の佐原市外五町消防組合火災調査規程（平成 9 年佐原市外五町消防組合訓令第 1 号）又は小見川町外 2 町消防組合火災調査規程（平成 7 年小見川町外 2 町消防組合訓令第 6 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 22 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日訓令第 6 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第1号（第37条）

第 号
年 月 日

様

香取広城市町村圏事務組合
消防長（消防署長）印

鑑定依頼書

件名	
出火日時	年 月 日 時 分ごろ 火災番号
出火場所	
鑑定物件	(物件数)
採取日	年 月 日
問合せ先	
鑑定依頼目的事項	
添付書類	
毒性等の留意事項	

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第2号の1(第39条)

年 月 日

火 灾 損 害 届 出 書 (建 物)

消防署長 様

届出者住所

職 氏名

生年月日

電 話

火災損害について、下記のとおりお届けします。

り災年月日	年 月 日					
り災場所						
り災物件と届出者との関係	所有者・管理者・占有者・その他()					
建築時 の 建 物 詳 細						
用 途	構 造 ・ 階 数	建面積	延面積	建築年月	坪単価	建築価格
		m ²	m ²		円	円
取 得 後 の 経 過						
種 別	構 造 ・ 階 数	建面積	延面積	増改築年月	坪単価	費 用
修 繕 改 築 増 築		m ²	m ²		円	円
修 繕 改 築 増 築		m ²	m ²		円	円
修繕・改築の箇所 及び増築の概要						
り 災 別 損 害 状 況						
損 害 の 種 類	損 害 面 積 等					
焼 き 損 害	表面積	m ² · 面 積		m ²		
消 火 損 害	表面積	m ² · 面 積		m ²		
爆 発 損 害	m ²					
契約保険会社名						
契 約 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
保険金額(不動産)	万 円	万 円	万 円			
受 付 欄		居 住 世 帯 数	世 帯	居 住 人 員	人	
		備 考				

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第2号の1裏

火災損害届出書(建物)記載要領

- (1) り災物件と届出者の関係は、当てはまるものを○で囲み 該当しない場合はその他()内に(○○の長女)及び備考欄に○○の住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。
- (2) 坪単価、建築価格の欄は、建物を取得した当時の土地の価格を除いた1坪(3.3m²)あたりの単価と建築価格を円単位で記入してください。
- (3) 建築時の建物詳細の欄は、次の例を参考に記入してください。

用途	構造・階数	建面積	延面積	建築年月	坪単価	建築価格
住宅	木造モルタル2階建 瓦葺	66m ²	132m ²	昭和64年1月	35万円	1400万円

- (4) 取得後の経過の欄は、建物を取得してから規模の大きな建物の修繕、改築又は増築があった場合、どこの部分を、どのくらい(m²)、修繕、改築、増築したか又この時かかった金額はいくらか記入してください。

種別	構造・階数	建面積	延面積	増改築年月	坪単価	費用
○ 修繕 ○ 改築 ○ 増築	木造2階	33m ²	66m ²	平成17年6月	30万円	600万円

- (5) り災別損害状況欄は、下記の種別に基づく損害面積等を記入してください。

焼き損傷とは

火災の火炎、高熱等によって焼けた、こわれた、すすぐた、変質したもの等の損害。

消火損傷とは

消火の消火行為に付随して発生する水損、破損、汚損等のものの損害

爆発損傷とは

爆発現象の破壊作用によって発生した損害のうち、焼き損傷、消火損傷以外の損害。

- (6) 1 火災保険の加入が数社ある場合は、すべて記入してください。
2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。
- (7) 居住世帯数、居住人員の欄は、建物内すべてに居住する世帯と人員を記入してください。

備 考

- 1 この届出書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この届出書は、り災した建物1棟について1枚を使用してください。
- 3 この届出書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 4 あなたに連絡する場合の連絡先の電話がありましたら、その電話番号を記入してください。
- 5 火災によるり災証明を発行する場合、この届出書が出ていると早く発行することができます。
- 6 火災により印鑑を焼失した場合は、指印とすることができます。
- 7 この届出書でわからないことがありましたら、下記消防署まで連絡ください。

香取広城市町村圏事務組合○○消防署(○○分署・分遣所・出張所)

電話番号

担当 ○ ○ ○ ○

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第2号の2(第39条)

年 月 日

火 災 損 害 届 出 書 (収 容 物)

消防署長 様

届出者住所

職 氏 名

生 年 月 日

電 話

火災損害について、下記のとおりお届けします。

り災年月日	年 月 日							
り災場所								
り災物件と届出者との関係	所有者・管理者・占有者・その他 ()							
建物の用途構造階数	m ²							
世帯員	氏 名	統 柄	年 齢	性 別	氏 名	統 柄	年 齢	性 別
			歳	男・女			歳	男・女
			歳	男・女			歳	男・女
			歳	男・女			歳	男・女
区分	品 名		購入年月		数量	単 價 (円)	損 害 の 別	損 害 額 (円)
契約保険会社名								
契 約 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
保険金額(動産)		万 円		万 円		万 円		
受付欄			備考					

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第2号の2裏

火災損害届出書(収容物)記載要領

- (1) り災物件と届出者の関係は、当てはまるものを○で囲んでください。該当しない場合はその他()内に(○○の長女)及び備考欄に○○の住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。
- (2) 建物の用途構造階数欄は、火災損害届出書(建物)で記載した用途、構造面積を記入してください。
- (3) 区分の欄には、家具類、電気ガス機器類、家庭用品類、事務機器、通信機器、貴金属、装飾類光学機器及び写真制作機器、娯楽又はスポーツ器具類、その他の機器設備品類等の順番に分類して、品名ごとに記入してください。
- (4) 購入年月の違う品名については、別欄に記入して下さい。
- (5) 損害の別の欄には、該当する次の番号を記入してください。
 - ① 火災の火炎、高熱等によって焼けた、こわれた、すすぐた、変質したもの等の損害。
 - ② 火災の消火行為に付随して発生する水損、破損、汚損等のものの損害。
 - ③ 爆発現象の破壊作用によって発生した損害のうち、焼き損害、消火損害以外の損害。
- (6) 1 火災保険の加入が数社ある場合は、すべて記入してください。
2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

備 考

- 1 この届出書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この届出書は、収容物のあった建物ごと、世帯ごとに提出してください。
- 3 この届出書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 4 火災により印鑑を焼失した場合は、指印とすることができます。
- 5 この届出書でわからないことがありますたら、下記消防署まで連絡ください。
香取広城市町村圏事務組合○○消防署(○○分署・分遣所・出張所)
電話番号
担 当 ○ ○ ○ ○

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第2号の3(第39条)

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第3号(第39条)

年　月　日

火災損害届出書(車両・船舶・航空機)

消防署長 様

届出者住所

職　氏名

生年月日

電話

火災損害について、下記のとおりお届けします。

り災年月日	年　月　日			
り災場所				
り災物件と届出者との関係	所有者・管理者・占有者・その他()			
車 ・ 船 ・ 航空 機	所有者住所		所有者氏名	
	運転者住所		運転者氏名	
	車・船・航の種別		車名(船名等)	
	車両登録番号		用途	
	取得年月日		取得金額	
	り災箇所			
積 載 品	所有者住所		所有者氏名	
	管理者住所		管理者氏名	
	品　　名	購入年月	数量	単価 (円)
				損害の別
契約保険会社名				
契約年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	
保険金額	万円	万円	万円	
受付欄		備考		

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第3号の裏

火災損害届出書(車両・船舶・航空機)記載要領

- (1) り災物件と届出者の関係は、当てはまるものを○で囲んでください。該当しない場合はその他()内に(○○の長女)及び備考欄に○○の住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。
- (2) り災した場所の欄は、車両などが火災になった場所を記入して下さい。
- (3) 車両登録番号の欄は、陸運局に届け出ている車両番号または、船舶番号を記入して下さい。
- (4) 用途の欄には、乗用自動車、貨物自動車、旅客自動車、特殊車、貨物列車、旅客列車、旅客船漁船、貨物船、遊覧船、旅客機、貨物専用機、遊覧機、自衛隊機等の別を記入して下さい。
- (5) 積載物の欄には、損害を受けた物の品名と時価に見積もった損害額を記入し、また、届出者と積載物の所有者等が異なる場合には住所、氏名を記入して下さい。
損害の別の欄には、該当する次の番号を記入してください。
 - ① 火災の火炎、高熱等によって焼けた、こわれた、すすぐれた、変質したもの等の損害。
 - ② 火災の消火行為に付随して発生する水損、破損、汚損等のものの損害。
 - ③ 爆発現象の破壊作用によって発生した損害のうち、焼き損害、消火損害以外の損害。
- (6) 火災保険に加入している場合、契約保険会社名の次に、車、船、航、及び積の別を記入してください。

備 考

- 1 この届出書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この届出書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 3 火災により災証明を発行する場合、この届出書が出ていると早く発行することができます。
- 4 自動車検査証、船舶検査証等の登録事項を証明できるものを添付してください。
- 5 この届出書でわからないことがありましたら、下記消防署まで連絡ください。

香取広城市町村圏事務組合○○消防署(○○分署・分遣所・出張所)

電話番号

担当 ○ ○ ○ ○

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第4号(第39条)

年　月　日

火災損害届出書(林野・その他)

消防署長　様

届出者住所

職　氏名

生年月日

電話

火災損害について、下記のとおりお届けします。

り災年月日		年　月　日				
り災場所						
り災物件と届出者との関係		所有者・管理者・占有者・その他()				
林	り災物件	焼損面積 (a)	樹齢	数量	単価 (円)	損害額 (円)
野	り災物件	焼損面積 (m ²)	購入年月	数量	単価 (円)	損害額 (円)
その他	り災物件	焼損面積 (m ²)	購入年月	数量	単価 (円)	損害額 (円)
消防 損害	り災物件				損害額 (円)	
契約保険会社名						
契約年月日		年　月　日		年　月　日		
保険金額		万円		万円		
受付欄		備考				

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第4号の裏

火災損害届出書(林野・その他)記載要領

- (1) り災物件と届出者の関係は、当てはまるものを○で囲んでください。該当しない場合はその他
()内に(○○の長女)及び備考欄に○○の住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。
- (2) 林野のり災物件欄は、樹木の種類を記入してください。
- (3) 焼損面積は、水平投影面積を記入してください。
- (4)
 - 1 火災保険の加入が数社ある場合は、すべて記入してください。
 - 2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

備 考

- 1 この届出書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この届出書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 3 この届出書でわからぬことがありますたら、下記消防署まで連絡ください。

香取広城市町村圏事務組合○○消防署(○○分署・分遣所・出張所)

電話番号

担当 当 ○ ○ ○ ○

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第5号（第39条）

火災損害状況調書

火災番号							
り災年月日	年月日						
り災場所	火元・類焼						
建物	建築年月	年月	構造	木造	防火造	準耐火造(木造)	
	階数	地上		階	延面積	建m ²	準耐火造(非木造)
		地下	階	m ²	建物用途	その他	
	り災世帯	世帯	り災人員	人	死傷者等	人	
	建物の損害状況				焼き	千円	
					消火	千円	
					爆発	千円	
					計	千円	
	収容物の損害状況				焼き	千円	
					消火	千円	
				爆発	千円		
				計	千円		
車両・船舶・航空機	車両・船舶 航空機名		用途				
	年式・型式・トン数・最大離陸重量		購入年月	年月			
	車両種別 機種		購入金額	千円			
	番号		自家・営業別	自家用・営業用			
	車体等の損害状況		焼き	千円			
			消火	千円			
			爆発	千円			
			計	千円			
	積載物の損害状況		焼き	千円			
			消火	千円			
林野・その他	損害状況		爆発	千円			
			計	千円			
			焼き	千円			
			消火	千円			
			爆発	千円			
火災保険	被保険物件	保険会社	保険金額	損害額合計	千円		
				備考			
火災について、火災損害届出書の提出を求めたが提出されないため、損害の状況を調査したところ上記のとおりである。							
年月日	階級	氏名	印				
所属							

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第6号（第42条）

第 号
年 月 日

資料提出承諾書

香取広域市町村圏事務組合消防署長様

住 所
氏 名 （署名）

火災調査のため下記資料（物件）を提出します。なお、用済の後に
(お返し・処分して) ください。

記

返還	年 月 日	
受領者		（署名）

切取り線

受 領 書

様

火災調査のため資料（物件）を受領しました。

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合消防署長

印

なお、用済の後は（お返し・処分）します。

物件については、火災調査のために分解することがあります。

消防署（分署・分遣所・出張所）
問い合わせ先 (担当者)
電話

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第7号（第43条）

第 号
年 月 日

住 所
職 業
氏 名

資 料 提 出 命 令 書

年 月 日 時 分ごろ

に発生した火災について、火災調査のため必要があるので消防法第 条第1項により下記資料（物件）の提出を命ずる。

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合

消防長（消防署長）

印

記

（教示）

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第8号（第44条）

第 年 月 日										
様										
香取広城市町村圏事務組合 消防長（消防署長） 印										
資 料 保 管 書										
<table border="1"><tr><td style="width: 5%;">出</td><td style="width: 15%;">日 時</td><td style="width: 80%;">年 月 日 時 分ごろ</td></tr><tr><td>火</td><td>場 所</td><td></td></tr></table>	出	日 時	年 月 日 時 分ごろ	火	場 所					
出	日 時	年 月 日 時 分ごろ								
火	場 所									
記										
<p>上記の資料（物件）を火災調査のため保管したので本書を交付します。</p> <p>物件については、</p> <p>火災調査のため分解することがあります。目的終了後は（返還・処分）します。</p>										
<table border="1"><tr><td rowspan="3" style="width: 5%; vertical-align: top;">備 考</td><td colspan="2" style="width: 20%;">処分承諾者</td><td style="width: 75%;">（署名）</td></tr><tr><td style="width: 10%;">返 還</td><td style="width: 10%;">年月日</td><td style="width: 70%;">年 月 日</td></tr><tr><td></td><td></td><td style="text-align: right;">受領者</td></tr></table>	備 考	処分承諾者		（署名）	返 還	年月日	年 月 日			受領者
備 考		処分承諾者		（署名）						
		返 還	年月日	年 月 日						
			受領者							

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第9号（第45条）

第 号
年 月 日

様

香取広城市町村圏事務組合

消防長（消防署長）

印

火災調査関係事項照会書

火災調査のため必要があるので、下記事項につき消防法第32条第2項により照会します。

記

問い合わせ先

香取広城市町村圏事務組合（担当者）電話

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第10号（第47条）

		火災番号	組合						
年月日									
消防署長様 所属 階級・氏名 印									
火 灾 調 査 書									
火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他	7 爆発		
出火日時	年月日 時 分ごろ				覚知	入電	月日時 分		
放水開始	署	月	日	時 分		指令	月日時 分		
鎮圧	団	月	日	時 分	鎮火	月日時 分			
覚知方法	1 火災報知専用電話（固定電話から、NTT加入電話を除く） 2 火災報知専用電話（固定電話から、NTT加入電話） 3 火災報知専用電話（携帯電話から） 4 加入電話（固定電話から） 5 加入電話（携帯電話から） 6 警察電話 7 駆け付け通報 8 事後聞知 9 その他（ ）								
出火場所									
火元	事業所名			業態	()	令別表	項		
	住 所			用途	()	指定区分			
	氏 名					火元区分	所有者 管理者 占有者 その他		
	職 業		年 月 日 生 (歳)						
	構 造	1 木造	2 防火造	3 準耐火造（木造）		階数	地上	地下	
		4 準耐火造（非木造）	5 耐火造	6 その他					
建 築 面 積	m ²	防 火 地 域		用 途 地 域	特別防災区域等				
延べ面積	m ²								
焼損床面積	m ²	燒 損 表 面 積		m ²	市街地等				
燒 損 程 度	全焼	半焼	部分焼	ぼや	出火階	地上階	地下階		
活動状況	初期消火活動		初期消火器具		署所からの距離		主として使用した水利		
	有 無				(100m)		署		
	放水した ポンプ台数	署	台	出動延	吏員	人	出動した	署	台
		団	台	人員	団員	人	車両	団	台
気象状況	天候	風 向	風速	氣温	湿 度	積 雪	火災警報	その他の	
			m/s	°C	%	cm			
出火箇所		発 火 源		経 過		着火物			

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

火災調査書 ②

損 害 状 況	焼損棟数		り災世帯		り災人員		損害額	
	全焼	棟	全損	世帯	人	建物	千円	
	半焼		半損			収容物		
	部分焼		小損					
	ぼや							
	計		計			小計		
	爆発	損害棟数		棟			建物	
		車両等		台			車両等	
							小計	
	その他の焼損物件					小計		
					損害合計			
死 者	焼損面積 m ²		焼損表面積 m ²					
	人		1 職員	2 団員	3 応急消火義務者	4 消防協力者	5 その他	
	人		1 職員	2 団員	3 応急消火義務者	4 消防協力者	5 その他	
火 災 及 び 原 因 の 概								
備 考								

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第 10 号の 2 の 1 (第 47 条)

署（所）出動状況

團 出 場 狀 況

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

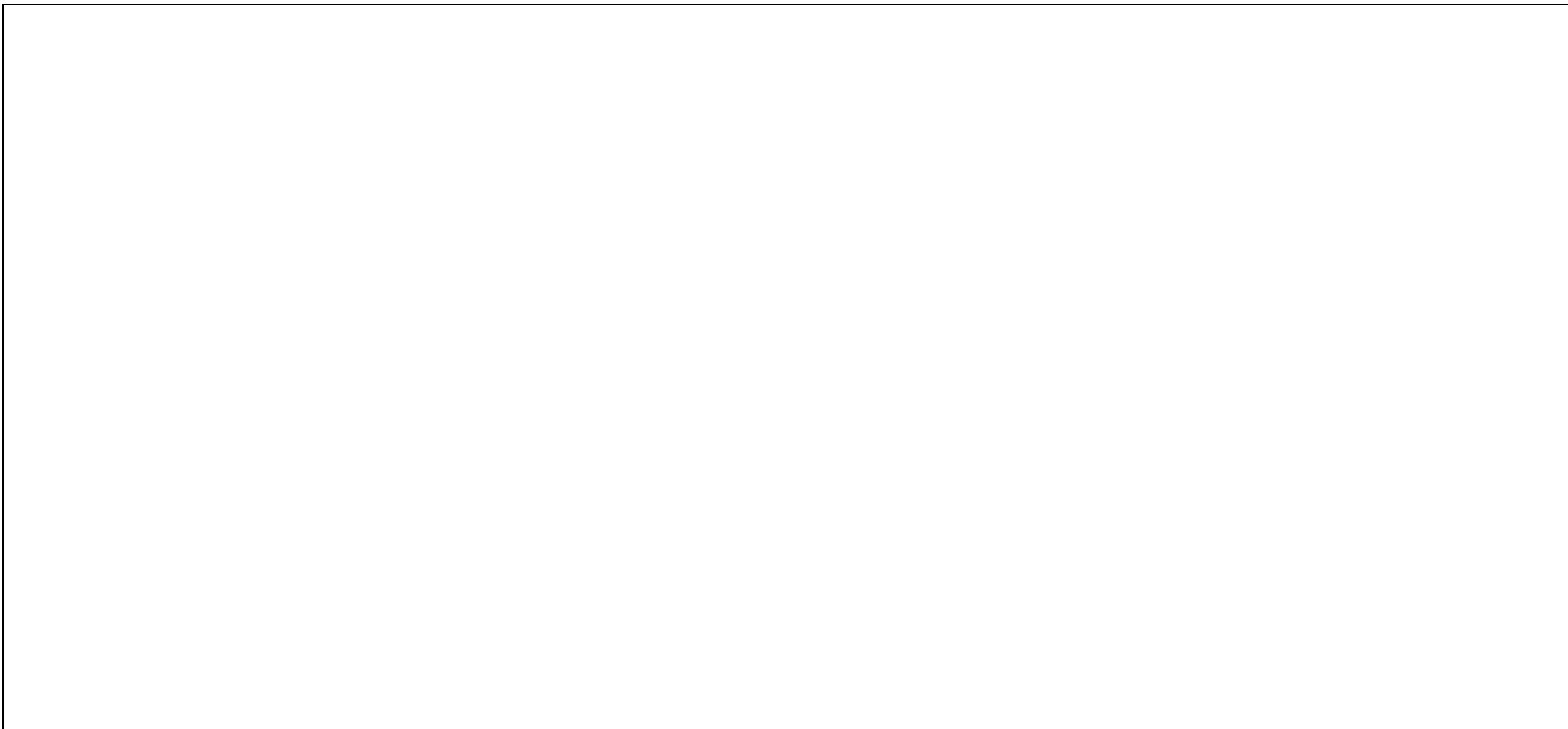
様式第10号の2の2（第47条）

火	災	防	ぎ	よ	図
---	---	---	---	---	---

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第10号の3（第47条）

現 場（付近）状況図



香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第10号の4（第47条）

The image shows a large, empty grid of squares, representing a floor plan. The grid is composed of 10 vertical columns and 10 horizontal rows, creating a total of 100 individual square cells. This grid is intended for drawing architectural details or furniture placement. At the top left, there is Japanese text: '火元・延焼' on the far left and '方造葺階建平面図' centered above the grid. The text is written in a standard black font.

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第10号の5（第47条）

出火箇所（出火物）詳細図

様式第11号（第47条）

様式第12号（第47条）

火災番号	
延 燃 状 況 等 調 書	
表記の火災について、調査した結果は次のとおりである。	
年 月 日	所 属
	階級・氏名
印	
記 載 内 容	1 出火室内の立ち上り（内装等）から室内への拡大状況
	2 出火室から他室へ延焼拡大での防火区画の状況
	3 出火階から他階へ延焼拡大での防火区画の状況
	4 第1-類焼建物への距離と延焼拡大要因状況
	5 火災が建物以外の物件から建物へ延焼拡大した状況
	6 問題点

様式第13号（第47条）

様式第14号（第47条）

様式第16号（第47条）

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

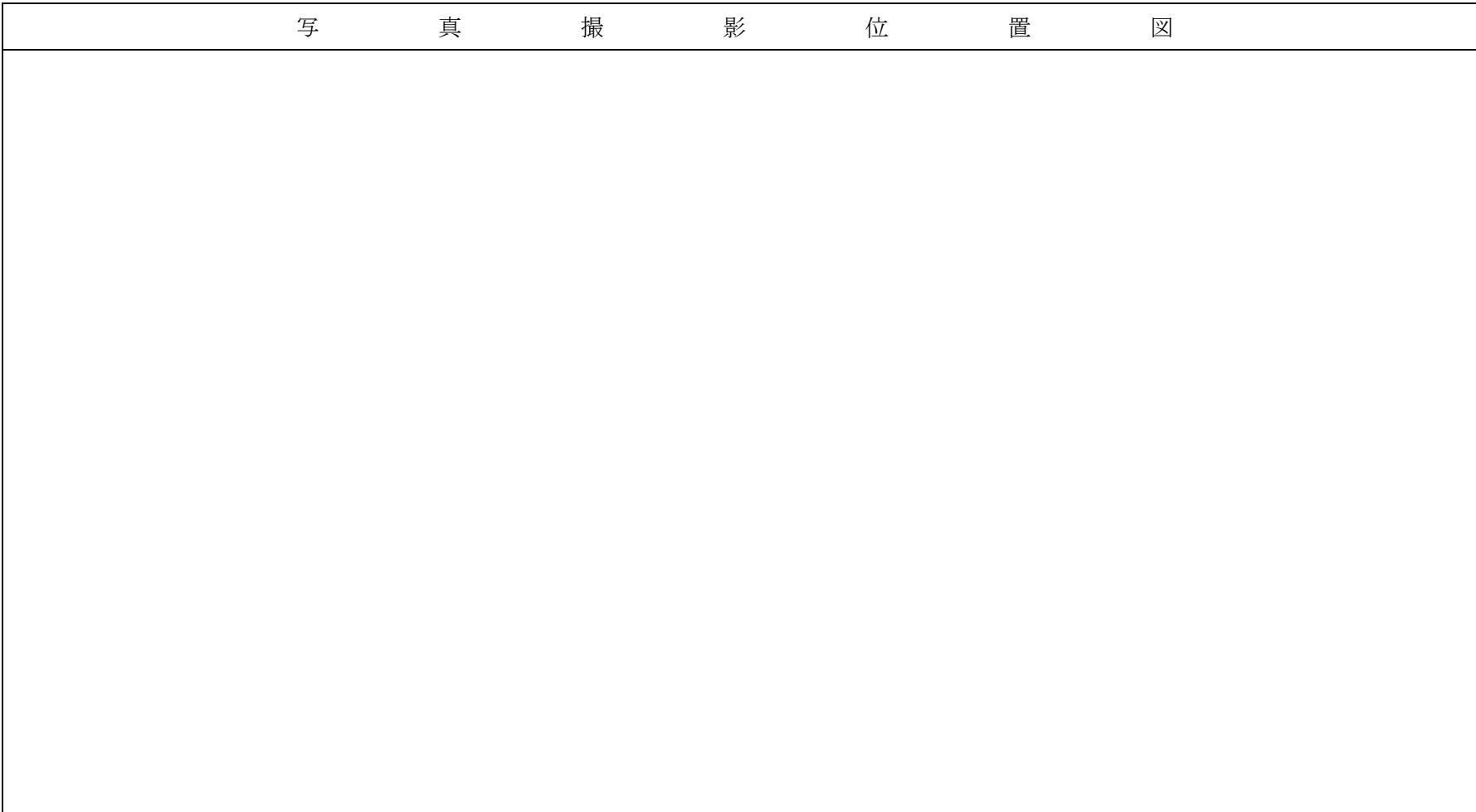
様式第16号の2（第47条）

写 真 等 添 付 用 紙

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第16号の3（第47条）

写 真 摄 影 位 置 図



香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第17号（第47条）

様式第18号(第47条)

火災番号

建物・収容物損害調査書				
標記の火災について、次のとおり調査した。				
年 月 日				
所 属 階級・氏名			印	
出 火 場 所				
出 火 月 日				
り 災 順 位	1 ()	2 ()	3 ()	
関 係 者 氏 名 (区 分)				
所 在 地 (字名から記入)				
構 造 ・ 階 数				
用 途				
建 築 面 積 m ²				
延 面 積 m ²				
り 災 状 況	焼損面積 床面積 階	m ²	m ²	m ²
	焼損面積 床面積 階	m ²	m ²	m ²
	焼損面積 床面積 階	m ²	m ²	m ²
	計	m ²	m ²	m ²
	建物の罹災程度			
罹災世帯(人員)	世帯 人	世帯 人	世帯 人	
死 傷 者				
損 害 額	建 物	燒 き	円	円
	燒 き	円	円	円
	消 火	円	円	円
	爆 発	円	円	円
	計	千円	千円	千円
収 容 物	燒 き	円	円	円
	消 火	円	円	円
	爆 発	円	円	円
	計	千円	千円	千円
	合 計	千円	千円	千円
火 灾 保 険	不 動 産	万円	万円	万円
	動 産	万円	万円	万円

注 1 収容物の損害明細は、別添火災損害明細書(収容物)のとおり。

2 損害計算内訳は、別添火災損害計算書のとおり。

3 責任者氏名(区分)は、所有者・管理者・占有者等とする。

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第18号の2（第47条）

損害査定書1（木造建物）
（経過年数及び建築時
場
単価が判明している
合）

対象名（氏名）			所在 地				
構造、階層、面積	延べ面積	造 建延べ	m ²	用途		建築年月	年 月
建築時価額	万円	建築時単価	千円	経過年数	年	残存率	
建築時 建築費指 指数		り災時 建築費指 指数		焼損面積	m ²	焼損表面積	m ²

1 計算1

$$1 \text{ 式} \quad \text{建築時単価} \boxed{} \times \frac{\text{り災時の建築費指數}}{\text{建築時の}} = \text{再建築費単価} \boxed{}$$

 円

$$2 \text{ 式} \quad \text{建築時単価} \boxed{} \times \frac{42\text{年9月期の建築費指數}}{\text{建築時の建築費指數}} = 3.3 \text{ m}^2 \text{当たり評点数} \boxed{}$$

点

区別	A 部分別構成割比率	B 時 価	C 3.3m ² 当たり	D 焼損表面積	E 損害額(円)
屋 根	0.10 (0.13)			3.3m ²	
小 屋 組	0.11 (0.14)				
基 础	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外 壁	0.08 (0.09)				
内 壁	0.10 (0.08)				
天 井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造 作	0.06 (0.07)				
建 具	0.10 (0.07)				
そ の 他 工 事	0.04 (0.04)				
建 築 設 備	0.13 (0.08)				
計	5 式 A × B = C ○ C ○ D ○ E				

≒ 千円

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第18号の3（第47条）

損害査定書2（木造建物）（建築時単価が不明の場合）

対象名（氏名）			所在 地						
構造、階層、面積		造 建延べ	m ²	用 途			建 築 年 月		
経過年数	年	残存率		建 築 費	り 災 時 建 築 費	焼損面積	m ²	焼損表面積	m ²

1 計算1

部 分 別	構 造 別	評点数	部 分 别	構 造 别	評点数
屋 根			内 壁		
基 础			天 井		
外 壁			床		
柱			建 具		
造 作			そ の 他 の 工 事		
計 (部分別評点数合計)					

6式 評点数の合計 + (評点数の合計 × 0.15) = 3.3 m²当たり評点数
 点

7式 3.3 m²当たり評点数 × $\frac{\text{り災時の建築費指数}}{\text{42年9月期の建築費指標}} = \text{再建築費単価} \quad \boxed{\text{□}}$
 円

3式 再建築費単価 × 残存率 × 0.95 = 時価単価

区分	A 部分別構成割比率	B 時価単	C 3.3 m ² 当た	D 焼損表面積	E 損害額(円)
屋 根	0.10 (0.13)			3.3 m ²	
小 屋 組	0.11 (0.14)				
基 础	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外 壁	0.08 (0.09)				
内 壁	0.10 (0.08)				
天 井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造 作	0.06 (0.07)				
建 具	0.10 (0.07)				
そ の 他 工 事	0.04 (0.04)				
建 築 設 备	0.13 (0.08)				
計	5式 A × B = C	○ C ○ D ○ E			

≒ 千円

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第18号の4（第47条）

損害査定書3（木造建物）
経過年数及び建築時
単価が不明の場合

対象名（氏名）		所 在 地			
構 造、階 層、面 積	延べ面積	造 階建延べ	m ²	用 途	第4表損耗度による残存率
火災時の建築費 指	焼損面積		m ²	焼損表面積	m ²
1 計算1					
部 分 別	構 造 別	評点数	部 分 別	構 造 別	評点数
屋 根			内 壁		
基 础			天 井		
外 壁			床		
柱			建 具		
造 作			その他の工事		
計（部分別評点数合計）					
6式 評点数の合計 <input type="text"/> + (評点数の合計 <input type="text"/> × 0.15) = 3.3m ² 当たり評点数 <input type="text"/> 点					
8式 再建築費単価 <input type="text"/> 第4表損耗度による残 <input type="text"/> × 0.95 = 時価単価 <input type="text"/>					
4式 時価単価 <input type="text"/> × $\frac{\text{焼損面積} \quad \text{m}^2}{3.3 \text{m}^2}$ = 建物損害額 <input type="text"/> 円 ≈ <input type="text"/> 千円					
区別	A部分別構成割比率	B時 価	C3.3m ² 当た	D焼損表面積	E損害額(円)
屋 根	0.10 (0.13)			3.3m ²	
小 屋 組	0.11 (0.14)				
基 础	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外 壁	0.08 (0.09)				
内 壁	0.10 (0.08)				
天 井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造 作	0.06 (0.07)				
建 具	0.10 (0.07)				
そ の 他 工 事	0.04 (0.04)				
建 築 設 備	0.13 (0.08)				
計	5式 A × B = C	C × D ≒ E			
≈ <input type="text"/> 千円					

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第18号の5（第47条）

損害査定書4（耐火建物）

対象名（氏名）		所在 地											
構造、階層、面積	延べ面積	造	階	建	延べ	m ²	用	途		建	築	年	月
建築時価額		万円	建築時単価		千円		経過年数		年	残存率			
建築時価額			り災時の建築費指	指数			焼損面積		m ²	焼損表面積			m ²

1 計算1

$$1 \text{ 式} \quad \text{建築時単価} \boxed{} \times \frac{\text{り災時の建築費指} \boxed{}}{\text{建築時の} \boxed{}} = \text{再建築費単価} \boxed{}$$

□
□
□ 円

$$2 \text{ 式} \quad \text{建築時単価} \boxed{} \times \frac{\text{42年9月期の建築費指} \boxed{}}{\text{建築時の} \boxed{}} = 3.3 \text{ m}^2 \text{当たり評点数} \boxed{}$$

□ 点

部分別	(A) 焼損表面積	(B) 単価(円)	(C) 価額(円)	部分別	(A) 焼損表面積(規格仕	(B) 単価(円)	(C) 価額(円)
天井の部				シャッタ ーの			
壁体の部							
床の部							
ガラスの部							
計 (部分別損害査定合計)	(○)	(A) × (B) = C					

$$(1) \quad \text{部分別損害査定の合計} \boxed{} \times \frac{\text{り災時の建築費指} \boxed{}}{\text{44年9月期の} \boxed{}} = \text{再建築費価額} \boxed{}$$

□ 円

様式第18号の6（第47条）

年 月 日

損 害 察 定 書 (收容物)

※損害の別欄には、次の該当する番号を記入する。

- ①焼き損害 ②消火損害 ③爆発損害

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第18号の6の2(第47条)

※損害の別欄には、次の該当する番号を記入する。

- ①焼き損害 ②消火損害 ③爆発損害

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第19号（第47条）

火災番号

建物以外の損害調査書					
標記の火災について、次のとおり調査した。					
年 月 日					
所 属					
階級・氏名					
(印)					
出 火 場 所					
出 火 月 日					
り 災 順 位	1 ()	2 ()	3 ()	4 ()	
責 任 者 氏 名 (区 分)					
所 在 地 (字名から記入)					
林 野 A	焼損面積	a	a	a	a
	焼き損害	円	円	円	円
	消火損害	円	円	円	円
	爆発損害	円	円	円	円
小 計		円	円	円	円
車両・船舶・航空 B	車(船)名				
	取得金額	円	円	円	円
	取得年月日				
	焼き損害	円	円	円	円
	消火損害	円	円	円	円
	爆発損害	円	円	円	円
	積載物損害	円	円	円	円
小 計		千円	千円	千円	千円
その他 C	焼損面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	罹災物件				
	焼き損害	円	円	円	円
	消火損害	円	円	円	円
	爆発損害	円	円	円	円
小 計		千円	千円	千円	千円
算定損害額総計 (A + B + C)		千円	千円	千円	千円

1. 責任者氏名(区分)は、所有者・管理者・占有者等とする。

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第20号（第47条）

No

香取広域市町村圏事務組合火災調査規程

様式第21号（第53条）

		年　月　日	
香取広域市町村圏事務組合 消防長（消防署長）　　様 住 所 申請者 氏 名 り 災 証 明 申 請 書			
1 提 出 先	保険会社・N T T 法務局・市・町 そ の 他 ()	2 必 要 枚 数	枚
3 申 請 者 と り 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・その他()		
4 り 災 年 月 日 及 び 時 分	年　月　日　時　分ごろ		
5 り 災 物 件 の 所 在 地			
6 証 明 内 容			
7 り 災 種 別	火災・爆発		
※ 受 付 欄	※ 備 考 欄		

備 考

- (1) 1・3欄の記載については、該当するものを○で囲んでください。
その他に○をした場合は、その内容を()の中に記入してください。
- (2) 4、5、6欄については、消防職員の指示により記入してください。
- (3) ※印の欄には、記入しないでください。

香取広城市町村圏事務組合火災調査規程

様式第21号の2（第53条）

住 所 申請者 氏 名	
り 災 証 明 書	
申 請 者 と り 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・その他（ ）
り 災 年 月 日 及 び 時 分	年 月 日 時 分ごろ
り 災 物 件 の 所 在 地	
証 明 内 容	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
香取広城市町村圏事務組合 消防長（消防署長）印	